

技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するお願い

周 南 市

県では、最近の労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映するとともに、社会保険への加入徹底や時間外労働の上限規制への対応の観点から、令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価を引き上げることとし、例年4月の改定時期を前倒しして3月1日から適用することとされましたので、本市においても同様の特例措置を行います。

御承知のように、令和6年6月に、公共工事の担い手確保や地域建設業の維持等を目的に品確法が改正され、働き方改革や処遇改善に係る取組の強化に向けた基本事項が規定されたところです。また、本市においては、持続可能な建設産業の構築に向け、将来の建設産業を担う若者・女性の確保・育成や建設産業の活性化支援に取り組んでいるところです。

本市としましては、今後も継続して技能労働者の賃金を引き上げること、そしてそれが公共工事設計労務単価等の上昇を通じて適正利潤の確保、更なる賃金の引上げにつながるという好循環が継続され、こうした処遇改善等を通じて若年層の建設業への入職が促進されることが、重要と考えています。

ついては、引き続き下記事項への特段の配慮をいただくよう、お願いいたします。

記

- 1 自社における技能労働者への適切な水準の賃金の支払及び社会保険等への加入徹底
- 2 技能労働者への適切な水準の賃金及び社会保険等への加入相当額を適切に含む額での下請契約の締結
- 3 下請企業に対する技能労働者への適切な水準の賃金の支払要請・社会保険等への加入及び標準見積書等の法定福利費を内訳明示した見積書の提出指導

【令和7年3月1日以降適用】